

[事案 2020-88] 入院給付金支払請求

・令和3年1月15日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に右股関節痛、右膝関節部打撲傷、右膝打撲傷で入院し、また令和2年4月に右側頭打撲傷、右膝打撲・挫傷で入院したので、平成14年5月に契約した終身保険に付加された医療特約にもとづき、災害入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、災害入院給付金を支払ってほしい。

(1)怪我により歩行困難になり、医師の指示で入院をした。

(2)高い保険料を支払っているにもかかわらず、日常生活に多大な影響を及ぼしているときに給付金が支払われないのは納得できない。

<保険会社の主張>

提出された診断書および医療機関への確認の結果を踏まえると、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院が災害入院給付金の支払対象になるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。